

まえばし

No. 363号 毎月1日・15日発行 第3種郵便物認可
昭和35年7月14日

天気予報

【十月概況】月の初めは曇りがちで、雨の降りやすい日が続き、中ごろから移動性高気圧が通るために、秋らしい晴天の日が多くなるでしょう。
台風は前半に二つ位、本土に接近するものが現れそうです。
気温は平年並みか低目、降水量は少ない見込みです。

『十月の広報』ごよみ

- ▽衣替え、法の日、赤い羽根共同募金、労働衛生週間、麻薬撲滅運動開始(1日)
- ▽甲斐の日、目の愛護デー(4日)
- ▽体育の日、目の愛護デー(10日)
- ▽全国交通安全運動開始(11日)
- ▽鉄道記念日(14日)
- ▽前橋まつり(15、17日)
- ▽貯蓄の日、薬と健康の週間開始(17日)
- ▽新聞週間開始(20日)
- ▽国連デー、国連週間開始(24日)
- ▽酒粕の防虫開始(25日)
- ▽読書週間開始(27日)

救助と復興へ



本市被害に 台風26号の 災害救助法が発動

台風26号の 災害救助法が発動

九月二十五日、猛烈な勢力で本土を襲った台風26号の中心は、本市を通過、不幸にも市内各所に大きな被害を残して去りました。
中心気圧九六〇ミリバールといふ中葉台風ながら時速七十五キロの速さで本市を通過、瞬間最大風速四〇・ヌートルという強風のため死者一名、重傷者四名、全壊家屋九十五戸、半壊家屋四百六十戸その他多数の被害がもたらされました。
市ではただちに前橋市災害対策本部を設置し、増大する被害にともなう災害救助法の適用を申請し、同法の適用を受けるにいたしました。
被災者に対しては早急に実態調査を行ない、その復興に万全を期すとともに、市としても被害者に見舞金を贈り、一日も早く復興を傾けたいと考えています。

資金貸付・住宅・生活相談

り災者の方への援助として、次のとおりそれぞれ受付けていますから、ご利用ください。
▼世帯更生資金の貸付
世帯更生資金として貸付の種類は、「更生資金」、「住宅資金」、「災害復旧資金」等があります。
「災害復旧資金」は、災害復旧に特に台風26号による被害に対し、家が損壊された人は、災害復旧資金貸付を活用することをすすめます。
災害復旧資金は、貸付限度額十万円以内、償還期限六年以内、貸付利率は年三分と定めています。また、住宅資金には改修費と転宅費の貸付があり、改修費は十五万円以内、転宅費は二万円以内となっております。
▼母子寮への入寮
母子家庭で被災し、住宅に困っている人は、母子寮へ入寮をできますから、申し込んでください。
前橋母子寮：三世帯分

市税・国保税を減免します

今回の台風により、相次いで被害を受けた方が、市民健康保険料(市税)の減免を受けることができます。詳しくは、保健課(本館三階、電話六〇五二・八四)へお問い合わせください。
お問い合せ先
市民課(本館一階、電話六二五二・三六四)
市民課(内線二六〇・三五四)
市民課(内線二六〇・三五四)
市民課(内線二六〇・三五四)

住宅金融公庫の 災害特別貸付の手引

建設省による災害復興住宅資金の貸付は、被災者に対し、本市で、早急に申し込みください。なお、この緊急貸付は、プレン式十六・五平方(五坪)で、宅地が自分のもの又は借地でも地主が承諾すれば、現在地に仮設できますが、これ以外の場合は清里地区へ仮設したいと考えています。
▼生活相談について
今般の災害が原因で生活に困っている人は、市福祉事務所又は市民課へご相談ください。
▼住宅金融公庫の 災害特別貸付の手引
建設省による災害復興住宅資金の貸付は、被災者に対し、本市で、早急に申し込みください。なお、この緊急貸付は、プレン式十六・五平方(五坪)で、宅地が自分のもの又は借地でも地主が承諾すれば、現在地に仮設できますが、これ以外の場合は清里地区へ仮設したいと考えています。

農業災害の対策補助

一、補助金の対象
災害による、農作物の減収が三割以上の被害を受けた農家で、被害面積が農作物の総作付面積の二割以上かつ、農作物の認定した被害の程度および面積であること。
二、補助事業の内容
① 樹勢回復用肥料購入費補助
被害農家が三割以上の農作物の被害が認められて、その被害回復のために肥料を購入する経費に対して、その経費の三分の二を補助します。
② 農作物防除費の補助
三割以上の農作物被害が認定された農家に対する共同して防除をおこなった場合、農作物購入費の三分の二を補助します。
③ 農作物購入費の補助
農作物が七割以上の被害の認定を受けた場合、再生産用の種子、苗木の購入に對してその経費の三分の二を補助します。
④ 代耕・代播費用の補助
被害が七割以上の被害の場合、再生産用の追まき・転作のための種苗および肥料の購入に要する経費の三分の二の補助をします。
⑤ 農作物の損失
この事業は各農業協同組合等が中心となって実施いたします。詳細については農協の窓口又は市民課へご連絡ください。
合風被害に対する 制度融資
制度融資とは法律に基づく国の資金と、条例による単独資金の制度があり、それぞれ異なる用途にわたって貸付が行なわれていますが、今回の台風災害により被害を受けた農業者及び農業団体が被害を回復するための資金、又は被害のため損失を受けた農業者が経営等に必要資金の融通をうけようとする場合の制度資金の概要は下表のとおりとなっております。このほか、農業近代化資金、農村生活環境整備資金等の資金制度もありますがこれらはその目的にわたって融資しているのので注意してください。申込みに当たっては、農協又は農業委員会へご相談ください。
① 農協共済
晩秋期の台風による風水害事故、並びに、軟化病、硬化病等の病害事故については、九月二十六日から三十日までの四日間、評価員、養蚕連絡員の指導のもとに被害申告が取り扱われます。調査はすべて終了いたしました。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。
② 農作物共済
水稲、陸稲の風水害事故については農協共済を通じて、陸稲十月八日、水稲十月十五日までに被害申告書の提出が完了し、損害賠償金の支払いが行なわれます。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。被害申告が取り扱われていない農家は、速に被害申告を提出してください。

秋の大掃除

秋の大掃除は、衛生協力会が中心となり、市街地から実施されます。指定日までに指定された家庭には、市の防疫係員がDDT粉剤の床下散布を行います。都合で指定日にできない家庭は、なるべく指定日前にすませておきましょう。衛生協力会(市長)さんに連絡しておいてください。
【秋季大掃除町内別日割表】
10月23日 日吉町一・三・四丁目
10月24日 日吉町二丁目
10月25日 日吉町三丁目
10月26日 日吉町四丁目
10月27日 日吉町五丁目
10月28日 日吉町六丁目
10月29日 日吉町七丁目
10月30日 日吉町八丁目
10月31日 日吉町九丁目
11月1日 日吉町十丁目
11月2日 日吉町十一丁目
11月3日 日吉町十二丁目
11月4日 日吉町十三丁目
11月5日 日吉町十四丁目
11月6日 日吉町十五丁目
11月7日 日吉町十六丁目
11月8日 日吉町十七丁目
11月9日 日吉町十八丁目
11月10日 日吉町十九丁目
11月11日 日吉町二十丁目
11月12日 日吉町二十一丁目
11月13日 日吉町二十二丁目
11月14日 日吉町二十三丁目
11月15日 日吉町二十四丁目
11月16日 日吉町二十五丁目
11月17日 日吉町二十六丁目
11月18日 日吉町二十七丁目
11月19日 日吉町二十八丁目
11月20日 日吉町二十九丁目
11月21日 日吉町三十丁目
11月22日 日吉町三十一丁目
11月23日 日吉町三十二丁目
11月24日 日吉町三十三丁目
11月25日 日吉町三十四丁目
11月26日 日吉町三十五丁目
11月27日 日吉町三十六丁目
11月28日 日吉町三十七丁目
11月29日 日吉町三十八丁目
11月30日 日吉町三十九丁目
11月31日 日吉町四十丁目

防除を急ぎやうとしたい。
① 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
② 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
③ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
④ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑤ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑥ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑦ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑧ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑨ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。
⑩ 倒伏した木は、倒伏した木が周囲に倒れかねない状態にしておかないように、倒伏した木は速に除去してください。

秋の大掃除は、衛生協力会が中心となり、市街地から実施されます。指定日までに指定された家庭には、市の防疫係員がDDT粉剤の床下散布を行います。都合で指定日にできない家庭は、なるべく指定日前にすませておきましょう。衛生協力会(市長)さんに連絡しておいてください。
【秋季大掃除町内別日割表】
10月23日 日吉町一・三・四丁目
10月24日 日吉町二丁目
10月25日 日吉町三丁目
10月26日 日吉町四丁目
10月27日 日吉町五丁目
10月28日 日吉町六丁目
10月29日 日吉町七丁目
10月30日 日吉町八丁目
10月31日 日吉町九丁目
11月1日 日吉町十丁目
11月2日 日吉町十一丁目
11月3日 日吉町十二丁目
11月4日 日吉町十三丁目
11月5日 日吉町十四丁目
11月6日 日吉町十五丁目
11月7日 日吉町十六丁目
11月8日 日吉町十七丁目
11月9日 日吉町十八丁目
11月10日 日吉町十九丁目
11月11日 日吉町二十丁目
11月12日 日吉町二十一丁目
11月13日 日吉町二十二丁目
11月14日 日吉町二十三丁目
11月15日 日吉町二十四丁目
11月16日 日吉町二十五丁目
11月17日 日吉町二十六丁目
11月18日 日吉町二十七丁目
11月19日 日吉町二十八丁目
11月20日 日吉町二十九丁目
11月21日 日吉町三十丁目
11月22日 日吉町三十一丁目
11月23日 日吉町三十二丁目
11月24日 日吉町三十三丁目
11月25日 日吉町三十四丁目
11月26日 日吉町三十五丁目
11月27日 日吉町三十六丁目
11月28日 日吉町三十七丁目
11月29日 日吉町三十八丁目
11月30日 日吉町三十九丁目
11月31日 日吉町四十丁目

ありがとうございます

ご利用の方は、返信用封筒に十五円の手紙を、市役所内青少年室へお送りください。

楽しいうたこえ

十五日、午後九時から九時三十分まで、中央公民館で(参加自由)

レコードコンサート

十月十日、午後六時半から、場所 中央公民館(洋間)

青少年相談

十月は、6日、13日、20日、27日、十月は、6日、13日、20日、27日

第6回市発明考案展

出品締切りは十日まで

技術革新の原動力ともいえる発明考案意欲の高揚を図り、これの活用を促進させるため次のおり発明考案展を開催します。

秋の畜犬登録と予防注射

秋の第一次畜犬登録と狂犬病予防注射をのり行ないます。

健康相談

十月の健康相談を、次のとおり行ないます。

善意銀行だより

石倉町二丁目一五番地尾花ミ子さんから日本人形三品の予託が

写真ニュース

新築成った議事堂で九月定例市議会が二十七日から二日間開会

市内散歩

利根川のほとり、松のみどりにおおられた萩原朔太郎がこ

共同募金

赤い羽根をシンボルとするこの運動は、お互いの努力で明るい



赤い羽根をシンボルとするこの運動は、お互いの努力で明るい社会を築きあげるとともに、社会保障の充実をはかるための世論をよびおこす役割を果たします



前橋まつり

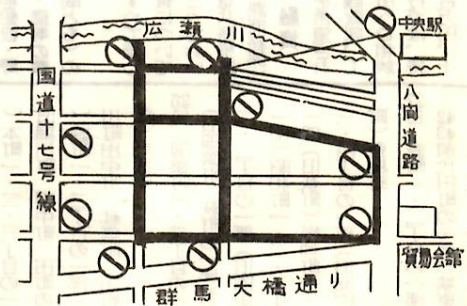
15・16・17日

まつり中の行事

- 民謡おどり大行進 15・16日
前橋カーニバル 15・16日
鼓笛・吹奏楽大行進 15・16日
吹奏楽行進(陸上自衛隊) 17日

15 16日の交通規制

時間 午後1時から5時まで 印は両車通行止



小中高・消防鼓笛吹奏大行進

15日(土)1時~2時30分
本町通り→商工会議所→銀座通り→立川町通り→国道17号→市役所